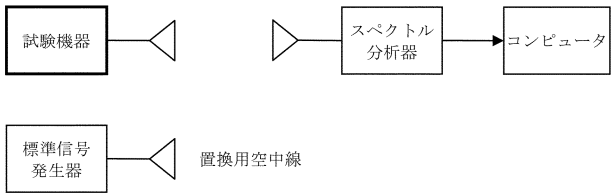
(ｲ) 試験機器を回転させて、帯域外漏えい電力の受信電力最大方向に調整する。
(ｳ) 測定用空中線の地上高を試験機器の空中線を中心として±50㎝程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して、受信電力が最大となる位置を探し、この位置のスペクトル分析器の指示値を「Ｅ」（バースト波の場合は、バースト内の平均値を「Ｅ」）とする。
(ｴ) 試験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を試験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用空中線から同一周波数の電波を送信し、測定用空中線で受信する。
(ｵ) 置換用空中線を回転させて、電力最大方向に調整する。
(ｶ) 測定用空中線の地上高を置換用空中線を中心として±50㎝程度の間で変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、受信電力の最大となる位置を探す。
(ｷ) 標準信号発生器の出力を調整して、「Ｅ」と等しい値となる電力P_S又は「Ｅ」に近い値（±１dB以内）として「Ｅ」との差から換算した電力P_Sを記録する。
(ｸ) 帯域外漏えい電力の等価等方輻射電力を次式により求める。
等価等方輻射電力（dBm／MHz）＝$P_S+G_S-L_F$
P_S：標準信号発生器の出力（dBm）
G_S：置換用空中線の絶対利得（dBi）
L_F：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

5　試験結果の記載方法
⑴　隣接チャネル漏えい電力については、次式により計算し、dBで記載する。
ア　上側隣接チャネル漏えい電力比　10log（P_U／P_C）
イ　下側隣接チャネル漏えい電力比　10log（P_L／P_C）
⑵　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線の空中線電力に⑴で求めた比を乗じて隣接チャネル漏えい電力の絶対値を求め、真数で加算して総和を求める。次に、複数の空中線の総和の空中線電力をP_C、上側隣接チャネル漏えい電力の総和をP_U、下側隣接チャネル漏えい電力の総和をP_Lとし、⑴ア及びイの式により計算しdBで記載する。
⑶　隣接チャネル漏えい電力の測定において、複数の空中線を同時に送信状態として測定した値は、⑴と同様に記載する。
⑷　帯域外漏えい電力は、設備規則に規定する各帯域における最大電力を等価等方輻射電力に換算してμW／MHz単位で記載する。
⑸　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値を真数で加算して総和を記載する。
⑹　帯域外漏えい電力の測定において、複数の空中線を同時に送信状態として測定した値は、⑷と同様に記載する。

6　その他
⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定をしたときは、水平及び垂直成分の測定値の電力和とする。
⑵　帯域外漏えい電力を搬送波の近傍で測定する場合であって、搬送波電力が帯域外漏えい電力の測定値に影響を与える可能性があるときは、スペクトル分析器の分解能帯域幅を搬送波電力が帯域外漏えい電力の測定値に影響を与えなくなる程度まで狭め、１MHzごとの電力総和を計算する。
⑶　帯域外漏えい電力の設備規則に規定する許容値が周波数に応じて変化する帯域では、各周波数ごとの測定値（等価等方輻射電力に換算した値をいう。）が設備規則に規定する許容値を満たさなければならない。
⑷　七の項２⑶において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。
⑹　⑸において、帯域外漏えい電力のバースト時間率（注）を許容値を超えた周波数において求めた場合は、七の項２⑶において、掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。
注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期
⑺　５⑸において、各周波数ごとにおける総和を記載する場合は、それぞれの空中線の測定値が、許容値を空中線の数（注）で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。ただし、全ての空中線において許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線の測定値に空中線の数を乗じた値を記載することができる。
注　空中線の数は、同時に電波を発射する空中線の数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替えるものを含まない。
⑻　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。
⑼　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。この場合において、置換用空中線の設置位置は、試験機器空中線の中心位置とする。

二十一　副次的に発する電波等の限度（アンテナ一体型）
1　測定系統図



2　測定器の条件
⑴　副次発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから26GHzまで
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間